

中華人民共和國税関輸入出貨物商品分類管理規定  
税関総署第 252 号令

「中華人民共和國税関輸入出貨物商品分類管理規定」は、2021 年 9 月 6 日の税関総署署務会議の審議を通過し、ここに公布し、2021 年 11 月 1 日より施行する。同時に、2007 年 3 月 2 日付税関総署令第 158 号、2014 年 3 月 13 日付税関総署令第 218 号により改訂された「中華人民共和國輸入出貨物商品分類管理規定」、及び 2008 年 10 月 13 日付税関総署令第 176 号により公布された「中華人民共和國税関化学検査管理弁法」を廃止する。

署長倪岳峰  
2021 年 9 月 18 日

中華人民共和國税関輸入出貨物商品分類管理規定

第一条 この規定は、輸出入貨物の商品分類を規制し、商品分類の正確性及び統一性を確保するため、「中華人民共和國税関法（以下「税関法」という）、「中華人民共和國輸出入関税条例（以下「関税条例」という）及びその他の関連法や行政法規の規定に基づいて制定されるものである。

第二条 この規定でいう商品分類とは、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」の商品分類リスト体系の下に、「中華人民共和國輸入出税則」に基づき、「輸入出税則商品及び品目注釈」や「中華人民共和國輸入出税則本国細目注釈」など税関総署により公布される商品分類に関する行政裁定、商品分類決定の規定などに従って、輸出入貨物商品コードを確定する行為を指す。

輸出入貨物に関連する国家規格や業界規格などは、商品分類の参考とすることができる。

第三条 輸出入貨物の荷送・荷受人、またはその代理人が（以下では、「荷送・荷受人又はその代理人」という）、輸出入貨物に商品分類を行う際、及び中国税関が法により商品の分類を確定する際に、本規定が適用される。

第四条 輸出入貨物の商品分類は、客観性、正確性、統一性の原則に従わなければならない。

第五条 輸出入貨物の商品分類は、荷送・荷受人又はその代理人が税関に申告したときの貨物の実態に応じて決定する。事前申告による輸出入貨物の場合、その商品分類は、税関監督区域に到着したときの貨物の実態に応じて決定する。法律、行政法規および税関総署の規定に別段の定めがある場合は、その関連規定に従うものとする。

第六条 同じ港で同じ輸送手段で配達され、かつ同じ荷受人に属し、同じ船荷証券を使用する複数の輸入貨物が、商品分類規則に従って同じ商品コードに分類される場合、荷受人またはその代理人は、関連する商品を該当する商品コードに分類し、税関に申告するものとする。法律、行政法規や税関総署の規定に別段の定めがある場合は、その関連規定に従うものとする。

第七条 荷送・荷受人またはその代理人は、法律、行政法規及びその他の関連規定に従って、正確にその輸出入貨物の商品の名称、規格など事項を申告し、かつ、申告する輸出入貨物の商品の分類を行い、相応の商品コードを確定しなければならない。

第八条 税関は、荷送・荷受人またはその代理人が申告した貨物の分類を審査・決定するにあたり、「税関法」及び「関税条例」に基づき、次の権限を行使することができ、荷送・荷受人またはその代理人はこれに協力しなければならない。

(一) 関連書類や資料を閲覧およびコピーすること

(二) 荷送・荷受人またはその代理人に対し、外国語資料の中国語翻訳およびその翻訳の内容に責任を持つことなど必要なサンプルおよび関連する商品情報の提供を求めること

(三) 輸出入貨物の化学試験と検査を組織すること。

荷送・荷受人またはその代理人が関連情報を隠蔽し、または関連書類や情報の提供を遅延または拒否した場合、税関は法律に基づいて輸出入貨物の商品分類を審査・決定することができる。

第九条 税関は、必要に応じて、荷送・荷受人またはその代理人に追加の申告を求めることができる。

第十条 荷送・荷受人またはその代理人が、営業秘密、未開示情報又は業務上の機密情報を含む情報を税関に提供し、秘密保持を要請する場合は、書面により税関に秘密保持の要請を

行い、秘密保持すべき内容を明示しなければならない。荷送・荷受人またはその代理人は、営業秘密を理由に税関への関連情報の提供を拒否してはならない。  
税関は、国の関連規制に従って、秘密保持の義務を負うものとする。

第十一条 税関は、必要に応じて、「中華人民共和国輸入出税則」、「輸入出税則商品及び品目注釈」、「中華人民共和国輸入出税則本国細目注釈」や国家規格、業界規格、及び税関検査化学試験方法などに従って、輸入出貨物の属性、成分、含有量、品質、規格などに対して化学試験、検査を行い、かつその化学試験、検査の結果を商品の分類の根拠とすることができる。

第十二条 税関が輸入出貨物に抜取化学試験と検査を実施する場合、荷送・荷受人またはその代理人は、現場での貨物運搬、包装の開封と再密封を協力し、税関の要件に従って署名をするものとする。

荷送・荷受人またはその代理人が出頭を拒否した場合、または税関が必要と判断した場合、税関は直接サンプルを採取し、貨物が保管されている場所の運営者または輸送工具の責任者に確認のための署名をするよう通知することができる。

第十三条 荷送・荷受人またはその代理人は、即時に化学試験・検査を受けるサンプルの関連書類や技術資料を提供し、その真実性と有効性に責任を持つものとする。

第十四条 特別な状況を除き、税関の技術機関は、サンプル受領から 15 日以内に化学試験・検査の結果を出すものとする。

第十五条 特別な状況を除き、税関は、化学試験・検査の結果が出た後の 1 営業日以内に、関連情報を荷送・荷受人またはその代理人に通知するものとする。荷送・荷受人またはその代理人が化学試験・検査の書面結果を提供することを求めた場合、税関はそれを提供するものとする。

第十六条 ほかの化学試験・検査機関による化学試験・検査の結果が、税関技術機関または税関から委託された化学試験・検査機関による結果と一致しない場合、税関によって承認された化学試験・検査の結果が優先されるものとする。

第十七条 荷送・荷受人またはその代理人が化学試験・検査に異議がある場合、化学試験・検査の結果の受領日から 15 日以内に、税関に再検査の申請をすることができる。税関は、その再検査を実施しなければならない。

再検査が実施された場合、荷送・荷受人またはその代理人は、同じサンプルの再検査を再度申請してはならない。

第十八条 荷送・荷受人またはその代理人によって申告された商品の分類が不正確であると税関が判断した場合、商品の分類に関連する規定に従って再決定され、かつ税関通関単の変更・取消に関連する規定に従って処理されるものとする。

荷送・荷受人またはその代理人が、その申告した商品の分類を修正する必要があると判断した場合、税関通関単の変更・取消に関連する規定に従い、税関に申請を提出するものとする。

第十九条 税関が貨物の商品分類を審査および決定する前に、荷送・荷受人またはその代理人は貨物のリリースを求める場合、税関保証の関連規定に従って保証を提供するものとする。

国が輸出入貨物に関する制限規定を定めており、かつ許可証を提供する必要があるが提供できない場合、および法律または行政規則で保証できないその他の状況では、税関は保証対象となる商品のリリースを許可しないものとする。

第二十条 荷送・荷受人またはその代理人がその輸出入貨物の商品分類に関する行政裁定、事前裁定の申請を行う場合、その申請は行政裁定、事前裁定の関連規定に従って処理されるものとする。

第二十一条 税関総署は、関係法令及び行政法規に基づき、輸出入貨物の分類について一般的に拘束力のある決定を行い、これを公表することができる。

同じ輸出入の貨物には、同じ商品分類の決定が適用されるものとする。

第二十二条 商品の分類に関する決定の根拠となった法律、行政法規及びその他の関連規定が変更された場合、商品の分類に関する決定は、同時に失効する。

商品の分類に関する決定が失効した場合、税関総署によって公表されるものとする。

第二十三条 税関総署は、商品分類の決定を修正する必要があると判断した場合、即時にこ

れを修正し、かつ公表しなければならない。

第二十四条 税関総署は、商品の分類に関する決定に誤りがあると判断した場合、即時にその決定を取り消し、かつ公表しなければならない。

第二十五条 商品の分類に起因する税金の還付、追徴課税及び滞納税の徴収は、関連する法律、行政法規及び税関総署の規則に従って処理されるものとする。

第二十六条 本規定を違反し、密輸行為、税関監督規則またはその他の「税関法」の違反を構成する場合、税関は、「税関法」、「中華人民共和国税関行政处罚实施条例」などの関連規定に従って処理をするものとする。犯罪となった場合、法律に基づいて刑事責任を追及するものとする。

第二十七条 この規定でいう商品コードとは、「中華人民共和国輸入出税則」の商品分類目録のコードを指す。

同一の商品コードの下にあるほかの商品番号の決定は、関連規則に従って処理されるものとする。

第二十八条 この規定は、税関総署により解釈されるものとする。

第二十九条 この規定は、2021年11月1日より施行する。同時に、2007年3月2日付税関総署令第158号より公布、2014年3月13日付税関総署令第218号により改訂された「中華人民共和国税関輸入出貨物商品分類管理規定」、及び2008年10月13日付税関総署令第176号より公布された「中華人民共和国税関化学検査管理弁法」を廃止する。

## 中华人民共和国海关总署令第 252 号

《中华人民共和国海关进出口货物商品归类管理规定》已于 2021 年 9 月 6 日经海关总署署务会议审议通过，现予公布，自 2021 年 11 月 1 日起施行。2007 年 3 月 2 日海关总署令第 158 号公布、2014 年 3 月 13 日海关总署令第 218 号修改的《中华人民共和国海关进出口货物商品归类管理规定》，2008 年 10 月 13 日海关总署令第 176 号公布的《中华人民共和国海关化验管理办法》同时废止。

署长 倪岳峰

2021 年 9 月 18 日

## 中华人民共和国海关进出口货物商品归类管理规定

第一条 为了规范进出口货物的商品归类，保证商品归类的准确性和统一性，根据《中华人民共和国海关法》（以下简称《海关法》）、《中华人民共和国进出口关税条例》（以下简称《关税条例》）以及其他有关法律、行政法规的规定，制定本规定。

第二条 本规定所称的商品归类，是指在《商品名称及编码协调制度公约》商品分类目录体系下，以《中华人民共和国进出口税则》为基础，按照《进出口税则商品及品目注释》、《中华人民共和国进出口税则本国子目注释》以及海关总署发布的关于商品归类的行政裁定、商品归类决定的规定，确定进出口货物商品编码的行为。

进出口货物相关的国家标准、行业标准等可以作为商品归类的参考。

第三条 进出口货物收发货人或者其代理人（以下简称收发货人或者其代理人）对进出口货物进行商品归类，以及海关依法审核确定商品归类，适用本规定。

第四条 进出口货物的商品归类应当遵循客观、准确、统一的原则。

第五条 进出口货物的商品归类应当按照收发货人或者其代理人向海关申报时货物的实际状态确定。以提前申报方式进出口的货物，商品归类应当按照货物运抵海关监管区时的实际状态确定。法律、行政法规和海关总署规章另有规定的，依照有关规定办理。





第六条 由同一运输工具同时运抵同一口岸并且属于同一收货人、使用同一提单的多种进口货物，按照商品归类规则应当归入同一商品编码的，该收货人或者其代理人应当将有关商品一并归入该商品编码向海关申报。法律、行政法规和海关总署规章另有规定的，依照有关规定办理。

第七条 收发货人或者其代理人应当依照法律、行政法规以及其他相关规定，如实、准确申报其进出口货物的商品名称、规格型号等事项，并且对其申报的进出口货物进行商品归类，确定相应的商品编码。

第八条 海关在审核确定收发货人或者其代理人申报的商品归类事项时，可以依照《海关法》和《关税条例》的规定行使下列权力，收发货人或者其代理人应当予以配合：

- (一) 查阅、复制有关单证、资料；
- (二) 要求收发货人或者其代理人提供必要的样品及相关商品资料，包括外文资料的中文译文并且对译文内容负责；
- (三) 组织对进出口货物实施化验、检验。

收发货人或者其代理人隐瞒有关情况，或者拖延、拒绝提供有关单证、资料的，海关可以依法审核确定进出口货物的商品归类。

第九条 必要时，海关可以要求收发货人或者其代理人补充申报。

第十条 收发货人或者其代理人向海关提供的资料涉及商业秘密、未披露信息或者保密商务信息，要求海关予以保密的，应当以书面方式向海关提出保密要求，并且具体列明需要保密的内容。收发货人或者其代理人不得以商业秘密为理由拒绝向海关提供有关资料。

海关按照国家有关规定承担保密义务。

第十一条 必要时，海关可以依据《中华人民共和国进出口税则》、《进出口税则商品及品目注释》、《中华人民共和国进出口税则本国子目注释》和国家标准、行业标准，以及海关化验方法等，对进出口货物的属性、成分、含量、结构、品质、规格等进行化验、检验，并将化验、检验结果作为商品归类的依据。

第十二条 海关对进出口货物实施取样化验、检验的，收发货人或者其代理人应当到场协助，

负责搬移货物，开拆和重封货物的包装，并按照海关要求签字确认。

收发货人或者其代理人拒不到场，或者海关认为必要时，海关可以径行取样，并通知货物存放场所的经营人或者运输工具负责人签字确认。

第十三条 收发货人或者其代理人应当及时提供化验、检验样品的相关单证和技术资料，并对其真实性和有效性负责。

第十四条 除特殊情况外，海关技术机构应当自收到送检样品之日起 15 日内作出化验、检验结果。

第十五条 除特殊情况外，海关应当在化验、检验结果作出后的 1 个工作日内，将相关信息通知收发货人或者其代理人。收发货人或者其代理人要求提供化验、检验结果纸本的，海关应当提供。

第十六条 其他化验、检验机构作出的化验、检验结果与海关技术机构或者海关委托的化验、检验机构作出的化验、检验结果不一致的，以海关认定的化验、检验结果为准。

第十七条 收发货人或者其代理人对化验、检验结果有异议的，可以在收到化验、检验结果之日起 15 日内向海关提出书面复验申请，海关应当组织复验。

已经复验的，收发货人或者其代理人不得对同一样品再次申请复验。

第十八条 海关发现收发货人或者其代理人申报的商品归类不准确的，按照商品归类的有关规定予以重新确定，并且按照报关单修改和撤销有关规定予以办理。

收发货人或者其代理人发现其申报的商品归类需要修改的，应当按照报关单修改和撤销有关规定向海关提出申请。

第十九条 海关对货物的商品归类审核确定前，收发货人或者其代理人要求放行货物的，应当按照海关事务担保的有关规定提供担保。

国家对进出境货物有限制性规定，应当提供许可证件而不能提供的，以及法律、行政法规规定不得担保的其他情形，海关不得办理担保放行。

第二十条 收发货人或者其代理人就其进出口货物的商品归类提出行政裁定、预裁定申请的，



应当按照行政裁定、预裁定管理的有关规定办理。

第二十一条 海关总署可以依据有关法律、行政法规规定，对进出口货物作出具有普遍约束力的商品归类决定，并对外公布。

进出口相同货物，应当适用相同的商品归类决定。

第二十二条 作出商品归类决定所依据的法律、行政法规以及其他相关规定发生变化的，商品归类决定同时失效。

商品归类决定失效的，应当由海关总署对外公布。

第二十三条 海关总署发现商品归类决定需要修改的，应当及时予以修改并对外公布。

第二十四条 海关总署发现商品归类决定存在错误的，应当及时予以撤销并对外公布。

第二十五条 因商品归类引起退税或者补征、追征税款以及征收滞纳金，依照有关法律、行政法规以及海关总署规章的规定办理。

第二十六条 违反本规定，构成走私行为、违反海关监管规定行为或者其他违反《海关法》行为的，由海关依照《海关法》、《中华人民共和国海关行政处罚实施条例》等有关规定予以处理；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第二十七条 本规定所称商品编码是指《中华人民共和国进出口税则》商品分类目录中的编码。同一商品编码项下其他商品编号的确定，按照相关规定办理。

第二十八条 本规定由海关总署负责解释。

第二十九条 本规定自 2021 年 11 月 1 日起施行。2007 年 3 月 2 日海关总署令第 158 号公布、2014 年 3 月 13 日海关总署令第 218 号修改的《中华人民共和国海关进出口货物商品归类管理规定》，2008 年 10 月 13 日海关总署令第 176 号公布的《中华人民共和国海关化验管理办法》同时废止。